

「子どもの貧困」をとらえなおす

ースクールソーシャルワーカーによる『金銭基礎教育プログラム』の実践ー

瀧澤 雪子（埼玉県スクールソーシャルワーカー）

はじめにーなぜ今ここに

「おはようございます!」「こんにちは!」「お疲れさまです!」生徒の挨拶の声が昇降口に響く。晩秋から厳冬にかけて、生徒たちが登校してくる時刻には陽はとっぴりと暮れ、吐く息が白い。昇降口からまっすぐの廊下伝いに1年生から4年生までの教室が並んでいる。授業前の教室で友達とおしゃべりに興じる生徒の様子を覗き、すれ違う生徒と言葉を交わしながら給食室へと向かう時、ふと「私はなぜ今この場所に立っているのだろう」と考える。早朝から遠方の現場で働き、汚れた作業着を着替える暇もなく、時折居眠りをしながら夜の教室で授業を受ける生徒たち、まさに「子どもの貧困」のリアルがここにある。

筆者は、2002年に被虐待児のためのシェルター設立準備会に加わったことから、児童福祉の世界に足を踏み入れた。2004年、特定非営利活動法人カリヨン子どもセンター設立から2008年に当法人が社会福祉法人となって以降も今日まで理事として「子どもシェルター」「自立援助ホーム」「法人型ファミリーホーム」など三事業・六施設の運営に関わっている。

社会福祉士と精神保健福祉士の資格を取得した後、2012年に「定時制高校生自立支援プログラム事業」により、埼玉県のスクールソーシャルワーカーとして県西部の夜間定時制高校に配置されてから5年が経過した。着任当初は単位制定時制高校の相談員も兼務した。ひきこもりの若者の自立を支援する「若者サポートステーション」で「心の相談員」として勤務した経験もある。「子どもシェルター」で支援した子どもたちと、夜間定時制高校に集う生徒たちの年齢はともに15歳から19歳くらいで彼らの抱える課題には共通する部分が多くあった。

本稿では、「子どもシェルター」で出会った子どもたちと定時制高校で出会った生徒たちを支援する中から見えてきた様々な課題を比較し、それらの課題解決の手法として筆者が生徒の力を借りて試行錯誤しながら開発した「金銭基礎教育プログラム」の実践を紹介するとともに、彼らが向き合う「子どもの貧困」のリアルについて考察したいと思う。

1 子どもシェルターからスクールソーシャルワーカーへ

最初に、「子どもシェルター」とはどんな施設なのか少し詳しく述べたいと思う。

「子どもシェルター」は、被虐待児のうち、15歳以上のいわゆる高齢児童や18歳以上で児童相談所の一時保護を受けられない者の一時保護委託先として、少年院に入院している少年のうち家庭に戻る事が更正の妨げになるために仮退院できない者の帰住先として、あるいは少年犯罪を起こした者のうち家庭の事情で在宅試験観察に付すことが出来ない者の補導委託先として、家庭的な雰囲気で一時的に過ごしてもらおう民間の一時避難場所である。2004年、特定非営利活動法人「カリヨン子どもセンター」が日本で初めて開設した。

開設当初は法律の枠外の施設として寄付金のみで運営され、家庭裁判所や児童相談所との連携や協定により、帰るべき家庭を失った多くの少年たちを受け入れてきた。現在は児童福祉法上の「児童自立生活援助事業」（自立援助ホーム）の一類型として位置づけられ、都道府県の補助金を受けて、北海道から沖縄までの15法人が16施設を運営している。

『子どもシェルター入所者の年齢』と『子どもシェルター入所者の生活環境』は下図の通りである。

子どもシェルター入所者の年齢

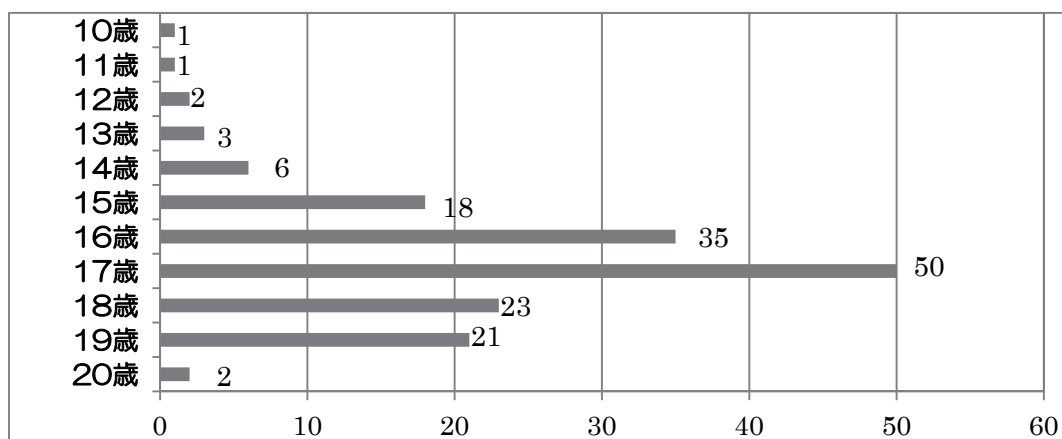


図1：子どもシェルター利用者の実態調査報告書（2012年麒麟福祉財団助成事業） 12頁

子どもシェルター入所者の生活環境

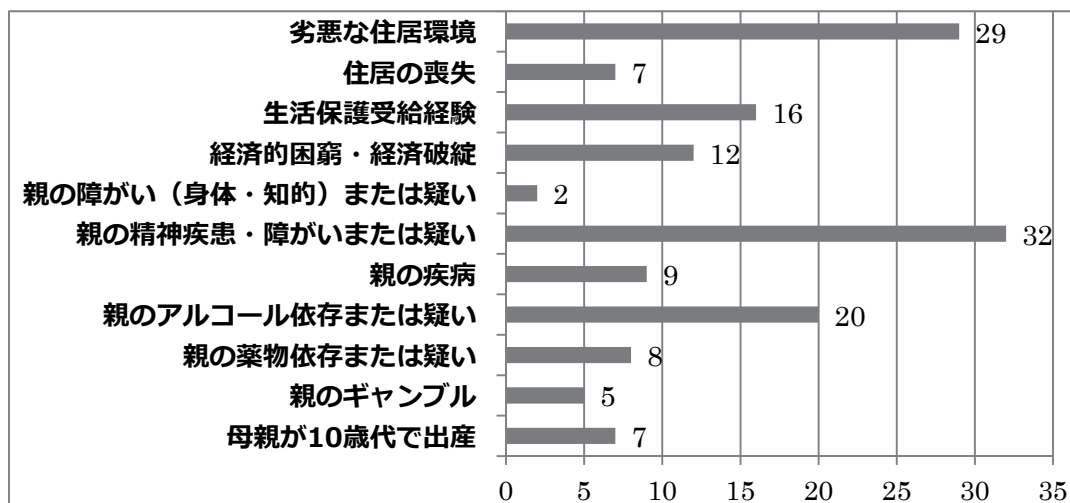


図2：子どもシェルター利用者の実態調査報告書（2012年麒麟福祉財団助成事業） 22頁

さて、図1からは何が見えるだろうか。入所者の年齢は15歳から19歳までが最も多く、夜間定時制高校の就学年齢と重なっていることが分かる。その中でも最も多いのが17歳、思春期まっただ中の高校2年生である。家庭関係に課題を抱えた子どもたちが児童福祉制度のセーフティーネットから漏れていることが表れている。

図2からは高校就学年齢の子どもたちが背負うにはあまりにも過酷な環境に置かれてい

たことが分かるだろう。「子どもシェルター」にたどり着いた子どもたちと接していると、よくここまで生きてこられたと思わされることがある。

筆者は2012年に夜間定時制高校に着任して以来、生徒全員と個人面談を行っているが、図2と似たような環境で生活した経験のある生徒が多く見られた。具体的な人数などについて詳述することは出来ないが、「被虐待」「不適切な養育環境」「ひとり親家庭」「経済的困窮」「生活保護受給世帯」「ステップファミリー」「外国にルーツを持つ」などの課題を抱えた生徒は中学校でいじめや不登校を経験していることが少なくない。いじめの被害者や不登校の経験を持つ生徒の中には、軽度の発達障害や知的障害が疑われるものの、これまで適切な支援に結びつかず、抑うつや不安障害、睡眠障害などの二次的障害を抱えている者もいる。「子どもシェルター」で支援した子どもの抱える課題と、夜間定時制高校でスクールソーシャルワーカーとして支援した生徒の課題には多くの共通点があった。

2 夜間定時制高校におけるスクールソーシャルワーカー配置の効果

埼玉県は平成24年度、これまでの文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」による小中学校へのスクールソーシャルワーカー（以下SSWrと略記）の派遣に加えて、県独自の事業として「定時制高校生自立支援プログラム事業」を開始し、事業の一環として県内の夜間定時制高校2校をモデル校として週3日、年間135日勤務のSSWrを配置した。

夜間定時制高校は、かつては勤労青年のための教育の受け皿としての役目を果たしていたが、今はその役目を終えたとする言説もあり、三年間で卒業可能な三部制定時制・単位制・通信制高校などに取って代わられる傾向が見られる。しかし、現在も夜間定時制高校に在学する生徒の約8割が昼間は何らかの仕事を持ち、家計を中心的に支えている者も少なくない。かつての定時制高校は「金の卵」と呼ばれた勤労青年のための福利厚生的要素を持っていた。その時代には、卒業後の進路指導や自立支援は射程にはなかったであろう。

明確な目的を持たずに入学してくる生徒の中には中途退学者が多い。これまでも県は相談員、学習支援員、外国にルーツを持つ生徒の日本語指導のための多文化共生推進員、スクールカウンセラー（以下SCと略記）などを配置してきたが、それでもなお中途退学率は下がらなかった。中途退学の先には、不安定な雇用による経済的困窮、ギャンブルなどへの傾倒、そして性風俗産業や犯罪集団などからの誘惑が待ち受けている。

平成24年度に2校から始まった定時制高校へのSSWrの配置は、平成28年度末現在、定時制高校8校と4教育事務所を拠点として1名ずつ計12名に増員され、全日制も含めた県内の全高校への派遣が可能となった。筆者の勤務校にあっては、この5年間で中途退学率は半減し、卒業後の進路未決定者も大幅に減少した。このことから、定時制高校へのSSWrの配置は「課題を抱えた生徒」の自立支援にとって効果があったと言えるであろう。

3 スクールソーシャルワーカーの役割と機能

さて、次にSSWrの役割と機能について簡単に述べたいと思う。SSWrの役割は、SCと比較して語られることが多い。SCの役割が「生徒の心の問題の解決・改善」であるのに

対しSSWrのそれは「教育機会の社会的に不公平な状況の改善」であると言われる。教育を受ける権利がさまざまな社会的要因によって阻害されている環境に働きかけて、教育の機会均等を図るという事である。課題を抱える生徒の話に耳を傾けるという点において両者の役割は共通である。SCが生徒との面談を通して発見した課題について情報共有し、支援の方向性について意見を交換することからケース会議へと発展することも多い。学校内では管理職、自立支援担当教員、担任その他の教員、養護教諭、SSWr、SCなどがチーム体制を組み、教育的側面、保健的側面、心理的側面、福祉的側面などそれぞれの専門分野を持ち寄ることで、これまで個人的な問題として養護教諭や一部の担任などが抱え込んでいたケースを拾い上げることが出来るようになり、必要に応じて外部機関に繋げることが可能となる。

今後SSWrは、従来の学校内の役割分担の一部ではなく、生徒支援に関わる総てのスタッフで構成される「チーム学校」の要としての機能を担っていく資質が求められるであろう。

4 定時制高校生の抱える課題と「子どもの貧困」のリアル

厚生労働省国民生活基本調査によれば相対的貧困状態にある家庭の子どもは、2012年には16.3%となり、6人に一人の子どもが相対的貧困世帯に属していることが分かった。6人に一人と言えば単純計算ではクラスに5～6人の子どもが相対的貧困状態にあると言える。「相対的貧困率」とは『等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出）が全人口の中央値の半分未満の世帯員』のことである。具体的には1人世帯では年収122万円以下、2人世帯では年収173万円以下、3人世帯では年収211万円以下となる。



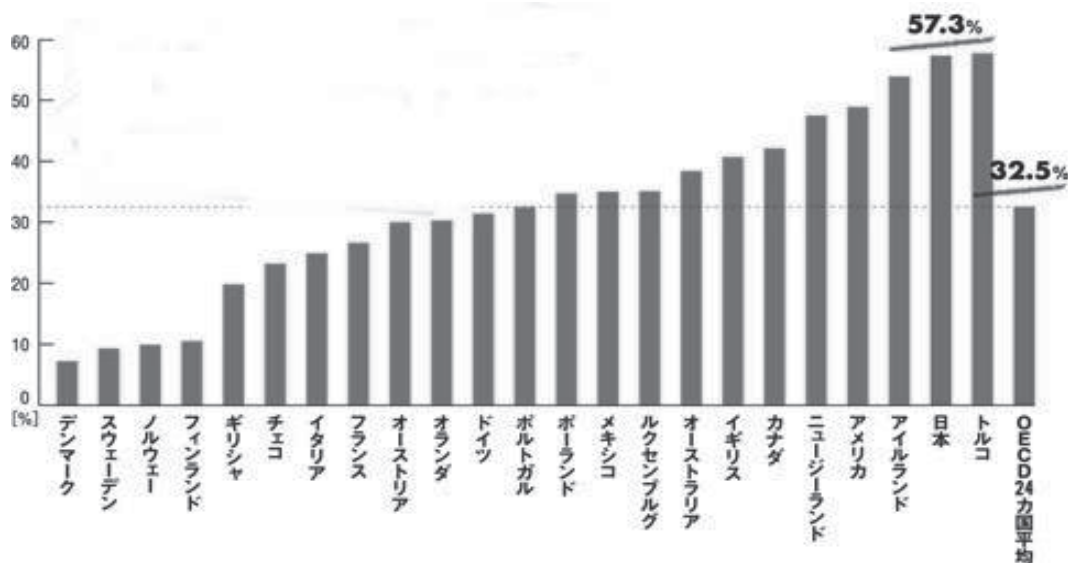
出所：厚生労働省「平成22年、平成25年国民生活基本調査、調査の概要」

さらにひとり親家庭における子どもの貧困率は56.7%とOECD加盟国中最下位から二番目である。ひとり親家庭のなかでも母子家庭の子どもは相対的貧困率は66%に達している。しかし、巷間喧伝されるこれらの統計数値に果たしてどれほどの現実味があるだろうか？

「貧困」によってもたらされるものは単にお金がないという事ではない。お金がないことにより学校生活に必要な体育着や副教材等が手に入らなかったりすると、そのことが原因で仲間から排除され、いじめの原因にもなる。ユニホームが買えなかったり、遠征のための資金がなくて部活に参加できなかったり、給食費が払えない、修学旅行に行けないなどの理由で学校に行きにくくなり、不登校になることも珍しくない。

首都大学東京教授の阿部彩氏は、その著書の中で『貧困とは「必要なモノやそれを得るための資源(おカネやその他の手段)がないことであるが、社会的排除とは、「社会から追い出されることである』述べている。「貧困」は「社会的排除」を生み、「関係性の貧困」は孤立感を深め、子どもたちは次第に居場所を失っていく。

ひとり親家庭の子どもの貧困率



出所:子ども応援便り Web版 <http://kodomo-ouen.com/questionnaire/08.html>

さて、これらの統計数値からは見えない「子どもの貧困」のリアルとはどのようなものだろうか？生徒の抱える課題の主なもの①ひとり親家庭②経済的困窮状態③ステップファミリー④生活保護受給世帯⑤外国にルーツを持つ⑥保護者の疾病や障害⑦多子⑧被虐待などがある。これらの課題の根底には保護者の不安定な就労による経済的困窮がある。

現在、生徒の8割は正規・非正規を問わず就労しており、アルバイトを掛け持ちして家計を支えている者もいる。睡眠時間が足りず、授業中学習に集中できずに次第に学習意欲が低下して行く生徒もいる。親が多重債務を抱えて住居を強制退去させられたケースもあった。踏襲されるその日暮らしから安易な金銭の貸し借りが行われるようになり、将来の展望が持てないまま中途退学する結果になると、確実に貧困の連鎖に繋がって行く。

筆者の勤務校では先に述べた通り、この5年間で中途退学率が半減したばかりではなく卒業後の進路未決定者も大幅に減少した。「定時制高校生自立支援プログラム」による「就労体験」や「アルバイト支援」、「ソーシャルスキルトレーニング」、「金銭基礎教育プログラム」などといった様々な取り組みは、就労意欲の醸成と希望の進路の実現に確実な成果をあげている。また、子どもの貧困対策推進法、生活困窮者自立支援法の施行に伴い社会

資源は多様化した。住居の強制退去を余儀なくされた生徒が生活困窮者自立支援法による事業者が運営するシェルターに入居し、卒業にたどり着けたケースもあった。被虐待などにより保護者と離れて自立せざるを得ない生徒への食糧支援（フードバンク）、生徒単身の生活保護受給申請支援、外国籍の生徒の在留資格更新の支援などは公的機関だけではなく、多くのNPO法人などの地域資源や東京弁護士会の外国人の権利委員会などとの連携により行うことが出来た。これらは生徒にとって大変有益な支援であったといえる。

5 スクールソーシャルワーカーによる「金銭基礎教育プログラム」

これまで述べてきたとおり、夜間定時制高校生の中には家庭環境に恵まれない生徒が多い。生徒全員との面談からは様々な課題が見えるが、中でも保護者の経済的困窮とそれに起因するその日暮らしの家計管理が、生徒に悪影響を及ぼしてしている事が分かってきた。

着任当初は、生徒同士のトラブルに持ち物や金銭の貸し借りを巡るものが散見され、それが中途退学の原因となったケースもあった。平成24年度に開始された定時制高校生自立支援プログラムでは外部機関による委託事業として「金銭基礎教育」が予算措置されているが、年に一度外部業者の行う授業は生徒の実情にそぐわない部分があった。

そこで、平成26年度から生徒のニーズに即した独自のプログラムを作成し、2年生対象の授業を年間2回、4年生を対象に1回、全学年を対象にした講話を1回行っている。



1年目の初回の授業で生徒の持っている金銭に対するイメージや、欲しいものを手に入れる方法などについてサンプル画像を示してアンケートを行い、二回目にその結果をもとに金銭の功罪について自由記述させた。結果は次の通りである。

お金があれば何が出来るか

- ◆ 将来の準備が出来る
- ◆ 貯金が出る
- ◆ 株などの投資が出来る
- ◆ それを元手に稼げる
- ◆ 人生が豊かになる
- ◆ 人助けが出来る
- ◆ 親孝行が出来る
- ◆ 募金が出る
- ◆ 人を雇える
- ◆ 時間を買える

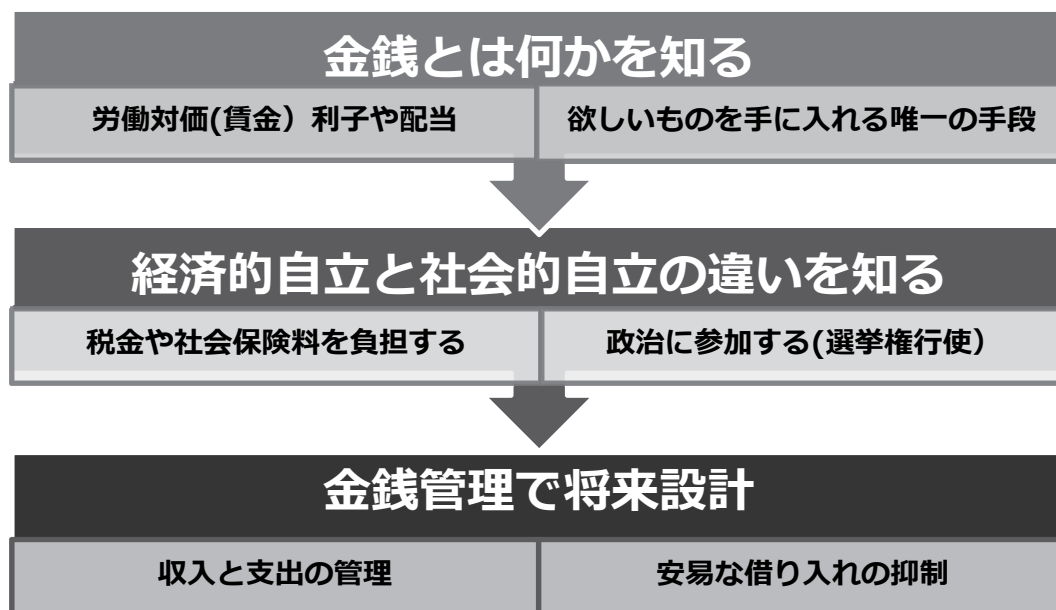
お金の持つ負の側面は何か

- ◆ 特定のものに依存する
- ◆ 価値観が変わる
- ◆ 詐欺にあう（あわせる）
- ◆ 人格の変化
- ◆ 薬物などに手を出す
- ◆ 人生の目的を見失う
- ◆ 我慢が出来なくなる
- ◆ 欲望が強くなる
- ◆ お金のために罪を犯す
- ◆ 友達をなくす

生徒たちの回答からは金銭についての深い考察が伺える。携帯代はもちろん通学定期代や給食費さえも自身で負担しながら、家計の足しにと親に現金を渡している生徒も多い。そんな彼らが夜の教室で仲間とともに豊かな人生を思い描き、お金があれば人助けや親孝行が出来て、人を雇い、時間を買うことが出来ると考えている。そして、お金によるトラブルの怖さも知っている。これらの回答を見て、筆者は驚きを禁じ得なかった。

つぎに、欲しいものを手に入れるにはどうしたら良いかとの設問には、①働いて貯める②情報収集をする③人間関係を大切にする④行動する⑤借りる(ローン)⑥貰う⑦宝くじを当てるなどの様々な回答があった。③の人間関係を大切にする④の行動するという回答には驚かされた。しかし⑤⑥⑦に借りる→貰う→宝くじを当てるなどが登場し、金銭が労働対価であるという基本から外れて行く危険を感じたことから、全学年を対象とした講話では「高すぎる報酬の落とし穴」として振り込め詐欺の受け子や出し子、JKビジネスなどにも言及し、生徒が陥りやすい金銭トラブルについても触れた。

開始から3年を迎えた「金銭基礎教育プログラム」であるが、従来は生活保護受給者の自立支援や児童養護施設退所時・病院退院時の自立支援、少年院仮退院時、刑務所の仮出所時などに行われることが多い。保護者を頼ることが難しく、卒業後すぐに独立を強いられることの多い生徒にとって、このプログラムが自立の一助になることを願っている。



結びに

「子どもの貧困」「格差社会」「貧困の連鎖」などの見出しが日々紙面を踊っている。中には丁寧な取材に基づいた記事もあるが、「いじめ」や「虐待」の増加に関する報道と同じように、多くの人々にとっては他人事で現実味の無いものなのではないだろうか。

虐待死やいじめ自殺などの痛ましい事件の報道に接した時、人は「可哀想に、周りはどうして気が付かなかったのだろうか」と思うが、そこから先の対策に思いを巡らすことはないであろう。子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、子どもの貧困対策大綱

に基づく予算措置も進んでいるかに見える。生活困窮者自立支援法により社会福祉協議会やNPO法人などが支援事業に参入し、使えるリソースは増えている。しかしそれらの事業の多くは単年度予算で継続性が担保されていない。筆者は、夜間定時制高校という「場」で様々な課題を抱えた生徒と向き合いながら「子どもの貧困」のリアルを肌で感じ、日々生徒から学んでいる。「金銭基礎教育プログラム」は生徒たちからもたらされた多くの気付きによって作られたものである。

筆者は明治大学で高野和子先生の「教職入門」の特別講義、一橋大学の「教職実践演習」の特別講義においてスクールソーシャルワーカーの役割や学校内でのチーム体制などについて話をする機会を頂いている。学生からの質問や感想には「自分が将来教員になった時に家庭的な課題を抱える生徒と向き合うという現実に戸惑いを感じた」というものが多かった。今回の研究大会での発表で、自らが経済的困窮世帯に育ち奨学金で大学に進学したという学生から、「貧困の連鎖」を断つために教育の果たす役割は何か？との質問があった。大変難しい問いである。進学校にあっては、高校は大学進学への単なる通過点であるかもしれない。しかし、高校進学率が98%の現在、定時制高校や教育困難校と言われる高校の現実を知ることが教員を目指す学生にとっては不可欠なのではないだろうか。

現在、給付型奨学金の拡充が議論されているが、その規模は極めて小さく、各高校から1名程度という高いハードルが設けられている。経済的困窮世帯で育った生徒は、給付型奨学金が拡充されたとしても高等教育を受けるための学力水準に達していない場合が多い。義務教育段階からの支援は焦眉の急を要する。義務教育段階で様々な課題を抱えて、いろいろな場面で排除された経験を持つ生徒の自己肯定感・自己効力感を育む「場」としての高校の有りようを考えるうえで、「自立支援」のための仕掛けは欠かせないであろう。

経済的困窮世帯対象の学習支援事業や、子ども食堂などの居場所づくり事業への助成も増えてはいるが、これもまた単年度事業であり、担い手の確保も難しい。スクールソーシャルワーカーの配置を進めると同時に、専門性の高い人材育成のための養成課程の充実を図ることが「子どもの貧困」対策にとって切り札になるのではないかと筆者は考える。

2014年の明治大学教育会第7回研究大会に続き、今回の第9回大会では『「子どもの貧困」をとらえなおす』と題して統計の数字だけからは見えない「子どもの貧困」の現実と、スクールソーシャルワーカーが行う「金銭基礎教育プログラム」という新しい取り組みについて、教職を目指す学生や院生、現職の教員の方々にお伝えすることができた。

本稿を執筆するにあたっては明治大学の高野和子先生、福島大学の鈴木庸裕先生、一橋大学の太田美幸先生、勤務校で日々ともに生徒と向き合う「チーム学校」のスタッフから多くのアドバイスを頂戴した。浅学菲才の筆者を支えて下さったみなさまに、この場をお借りして心より感謝の意を表したいと思う。また、研究大会運営や紀要編集などにご尽力くださった明治大学教育会の役員のみなさまに心よりお礼を申し上げます。

本稿が教員を目指す学生や院生、現職の教員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなど、学校という「場」で子どもに関わる総ての方々にとって「子どもの貧困」を捉えなおすための示唆となれば、一介の実践者にとって望外の喜びである。

参考文献

阿部彩:『子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える』(2016.12.15 岩波新書)

阿部彩:『弱者の居場所がない社会－貧困・格差と社会的包摂』(2011.12 講談社現代新書)

厚生労働省:『平成 22 年,平成 25 年国民生活基本調査,調査の概要』

鈴木庸裕編著:『スクールソーシャルワーカーの学校理解』(2015.8 ミネルヴァ書房)

鈴木庸裕他編著:『子どもへの気づきがつなぐ「チーム学校」』(2016.8 かもがわ出版)

湯澤直美監修:『子どもシェルター利用者の実態調査報告書』(2012.3 キリン福祉財団助成事業)